その「もうけ話」、大丈夫ですか？

詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」「私募債」「ファンド（組合など）」の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが発生しています。くれぐれもご注意ください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。

少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることも含めて、慎重に対応することをお勧めします。

なお、被害の調査などをよそおって、金融庁の職員などを名乗る者が取引の勧誘を行う事例も見られています。

金融庁などの職員が、こうした取引の勧誘などに関与することは、一切ありません。

平成22年3月

金融庁

消費者庁・警察庁

くわしくお知りになりたい方へ

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

● 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」の取引に関するご注意

● 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。

⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

◉ 金融庁のホームページ（http://www.fsa.go.jp/）では、よりくわしい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

◉ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

・その信用力などが保証されているものではありません。

・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、以下の連絡先または最寄りの警察署・交番まで、すみやかに情報をご提供ください。

金融庁 金融サービス利用者相談室（平日 10:00～16:00）

電話（ナビダイヤル）：**0570−016811**

※IP電話・PHSからは、**03−5251−6811** におかけください。

FAX：**03−3506−6699**

消費生活センター 消費者ホットライン

0570−064−370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ　守ろうよ、みんなを！）

※IP電話の方は、お住まいの地域の消費生活センターに直接ご連絡ください。

《http://www.kokusen.go.jp/map/index.html 参照》

平成22年3月　金融庁・消費者庁・警察庁